

危険物施設の風水害対策について

近年、全国各地で台風や異常気象等に伴う大雨や河川等の氾濫などの風水害による被害が多発しています。このような中、危険物施設が浸水した場合、**油の流出**や**火災**が発生するおそれがあり、施設周辺にも大きな被害が及んでしまいます。

危険物施設を保有する事業所では、日頃から日常点検や定期点検などを行い、危険物施設の保安管理に努めておられますが、予期せぬ風水害に対して、被害の軽減を図るため、**事前に風水害対策を講じておく必要があります！**



☆写真（消防庁HP引用）
〈豪雨による給油取扱所への土砂流入〉

◎ 危険物施設を保有する事業所の皆様へ

総務省消防庁より公表されている「[危険物施設の風水害対策ガイドライン](#)」（令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号）により、風水害による被害を軽減するために必要な情報が示されています。

事業所の皆様には、当該ガイドラインにより、**災害リスク等を確認及び検討し、実施計画を作成する**ことで、風水害に備えていただきますようお願いいたします。

◎風水害対策の3つのポイント

次の**3つの段階別**に、災害リスクとその対策を確認し、実施していくものとなります。

【段階① 平時からの事前の備え】

- ・ 各市町村では、ハザードマップを公表しています。**富山市のHPで掲載されているハザードマップ**で危険物施設の**風水害リスクを確認**してください。
- ・ 台風や大雨による被害を回避・低減するために必要な措置を検討し、**タイムラインを考慮した計画策定**や**教育訓練を実施**してください。

【段階② 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策】

- ・ 実施計画に従い、応急対策、避難を実施してください。

【段階③ 天候回復後の点検、復旧】

- ・ 点検、必要な補修を行った後に施設を再稼働してください。



富山市消防局 HP で公表している風水害対策の実施計画例及びガイドラインなどを参考にして、実施計画を作成してください。

☆危険物施設の風水害対策の実施計画の作成

〈作成方法〉

- ① 富山市ハザードマップ（津波、洪水、内水、土砂災害）で**災害リスクを確認**します。
- ② 風水害対策ガイドラインに示されている対策のポイント及びチェックリストを参考に必要となる**応急対策等**を検討します。
- ③ 「風水害対策の実施計画」に定め、想定される災害リスクに応じた計画を**予防規程**又は**社内規定等**に追加します。

〈作成後の対応〉

定期的に風水害を想定した**教育訓練**を行い、実態に即した計画となるよう随時見直してください。

☆事務手続きフロー

予防規程を定めなければならない事業所に該当しますか？



該当する

予防規程に実施計画の追加が必要となります。



実施計画を追加した際に、予防規程の本文（条文）に変更又は追加等がありますか？



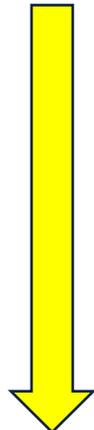
変更がある

予防規程制定（変更）認可申請書を所轄消防署へ提出してください。



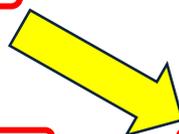
該当しない

社内規定やマニュアル等に実施計画の追加が必要となります。



変更がない

※実施計画を追加しても従前に作成された予防規程の条文等で対応できるもの。



消防署による査察等の機会に情報提供してください。

【消防のお問い合わせ先】

富山市消防局予防課 493-4871

富山消防署中分署 441-8260

呉羽消防署 436-5040

大山消防署 483-1119

富山消防署査察課 493-4873

富山北消防署査察課 437-7141

水橋消防署 478-0061

八尾消防署 454-2119

大沢野消防署 468-1212

婦中消防署 466-2280